

東久留米市事務手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第9条まで（現行のとおり） 付 則 1 及び2 （現行のとおり） 3 令和4年11月1日から令和8年3月31日までの間に、多機能端末機（東久留米市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料の額は、第2条第5号、第7号、第10号ア及び第25号アの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）から（4）まで （現行のとおり）	第1条から第9条まで（略） 付 則 1 及び2 （略） 3 令和4年11月1日から令和7年3月31日までの間に、多機能端末機（東久留米市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料の額は、第2条第5号、第7号、第10号ア及び第25号アの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）から（4）まで （略）